

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1.7ha				
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		幹線道路	放射 1 号線	別に都市計画において定めるとおり	整備済み	
		地区幹線道路	地区幹線道路 1 号	幅員 12m～約 14m、延長 約 100m	一部拡幅	
	地区幹線道路 2 号		幅員 10m、延長 約 200m	拡幅		
	公 園	公 園	公園	約 500 m ²	新設	
河 川	2 級河川	古川	幅員 約 7m [全幅員 約 14m]、 延長 約 210m	河川事業により改修		
建築物の整備		建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
		約 6,650 m ²	約 133,700 m ² [約 91,100 m ²]	住宅、工場、事務所、 生活利便施設	高層部 160m 中層部 1 70m 中層部 2 40m	建築物の高さは T.P. +7.0m からによる
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画			
		約 11,110 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の古川沿いに歩行者通路を確保する。 敷地内に広場を確保する。 道路境界線から建築物を後退させ、道路と一体となった歩行者空間を確保する。 			
住宅建設の目標		戸数		面積	備 考	
		約 1,200 戸		約 125,000 m ²		
参 考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

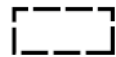
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、住宅、工場、事務所、生活利便等の機能が調和した市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

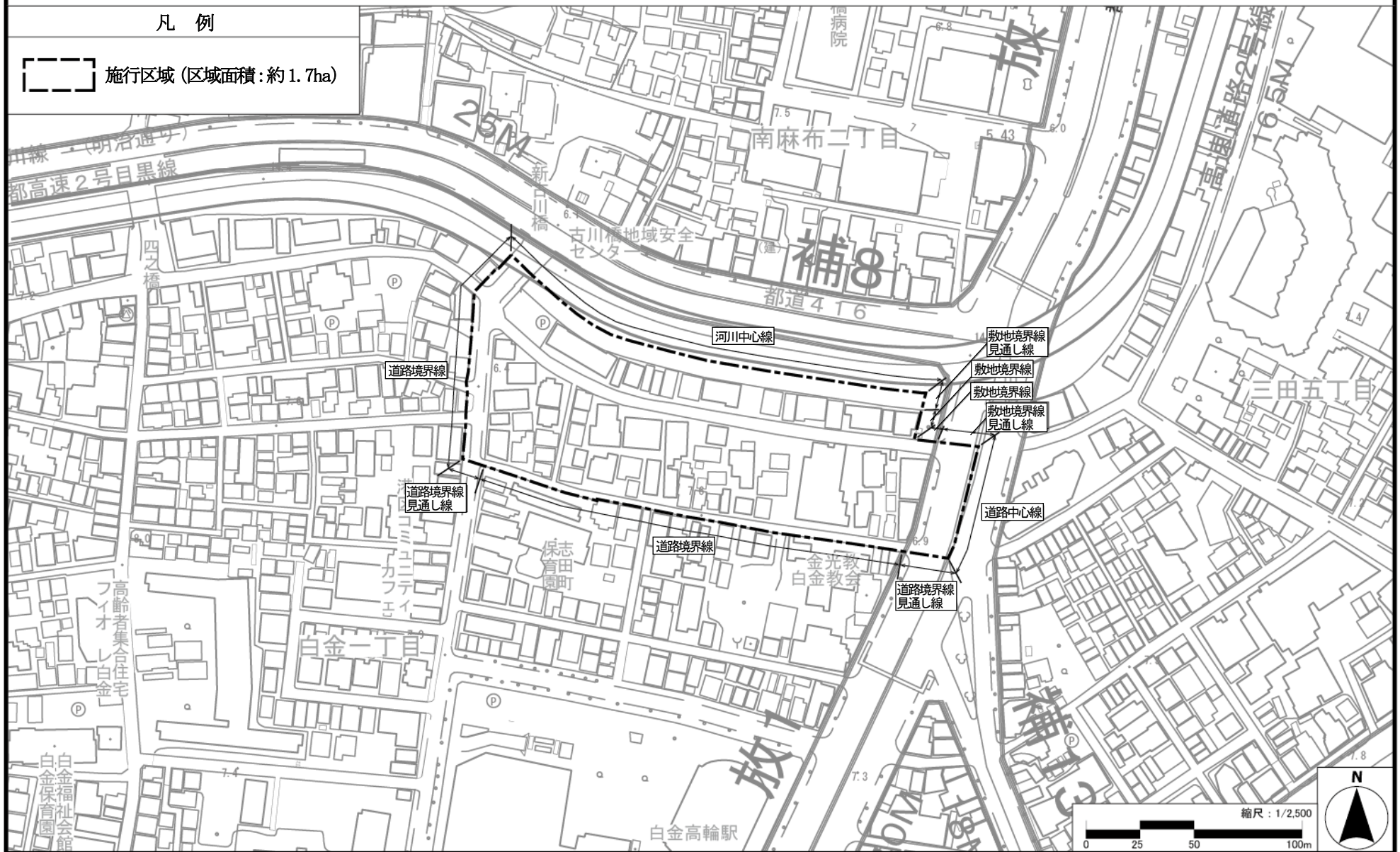
東京都市計画 第一種市街地再開発事業

白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業 計画図 (1) 施行区域図

[港区決定]

凡 例

 施行区域 (区域面積: 約 1.7ha)







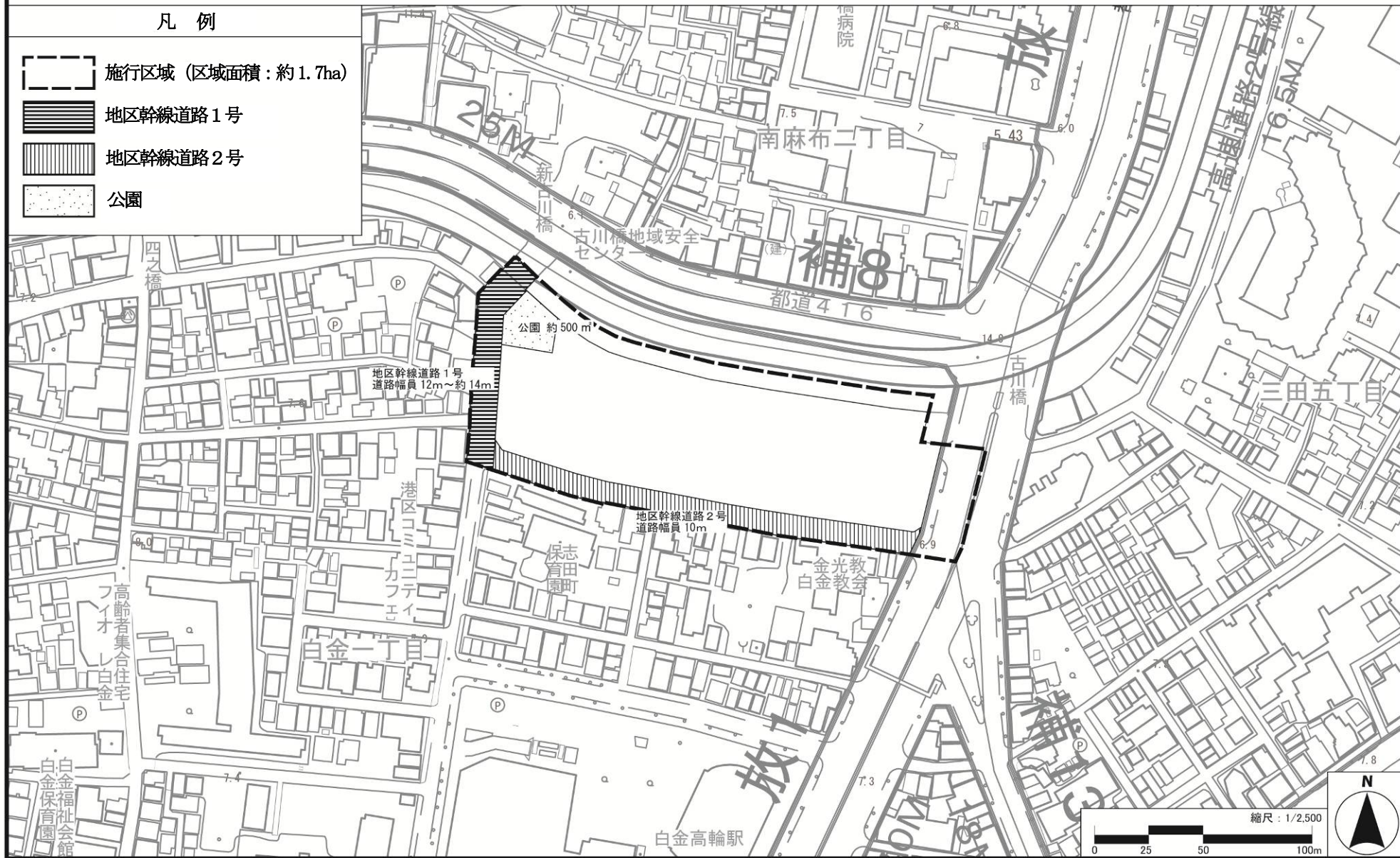
この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号)[23 都市基街測第 19 号、平成 23 年 6 月 7 日]、(承認番号)[23 都市基交第 104 号、平成 23 年 6 月 17 日]、(承認番号)[MMT 利許第 039 号-1、平成 23 年 6 月 9 日]

東京都市計画 第一種市街地再開発事業

白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業 計画図 (2) 公共施設の位置図 [港区決定]

凡例

-  施行区域 (区域面積: 約1.7ha)
-  地区幹線道路1号
-  地区幹線道路2号
-  公園

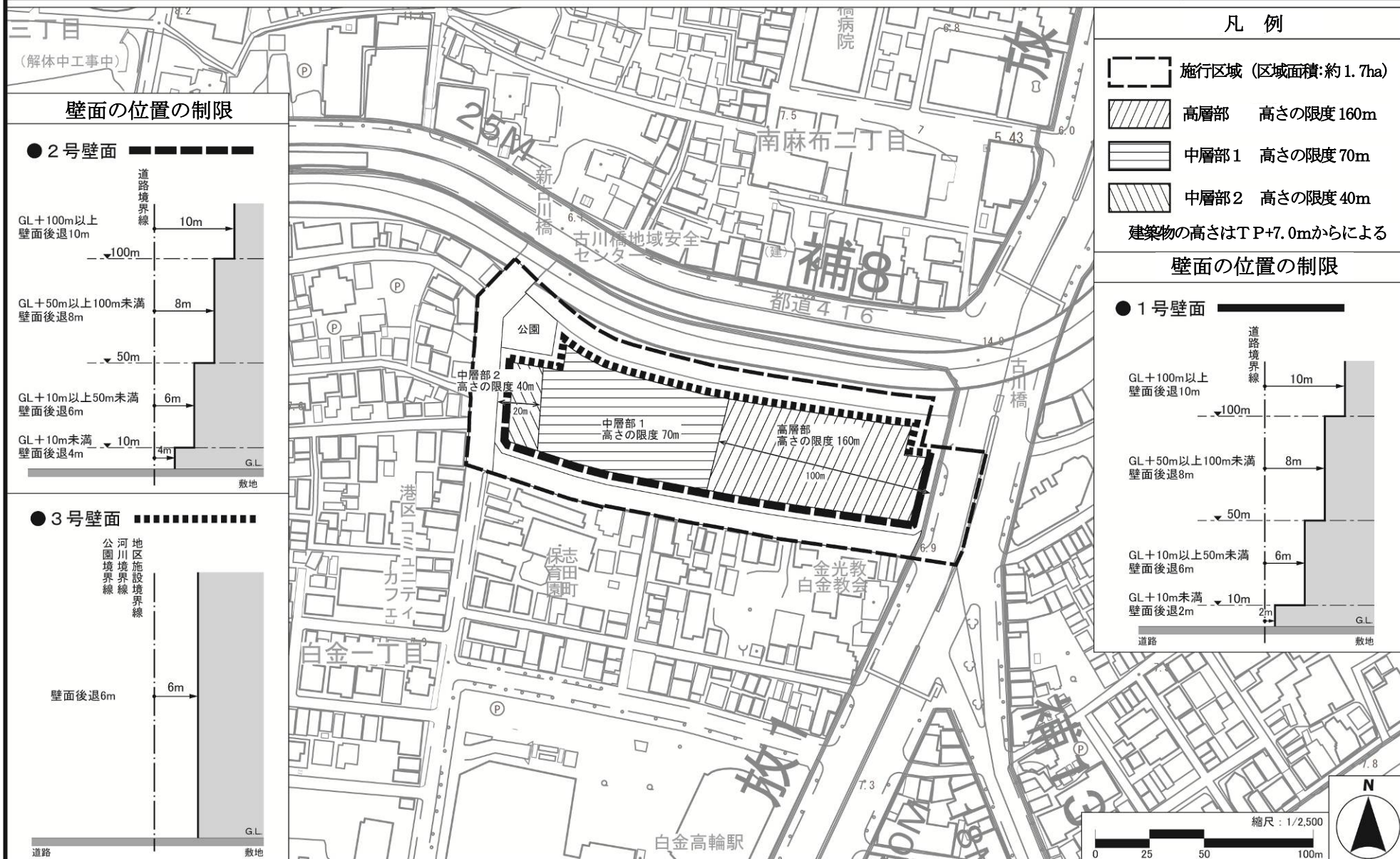


この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号) [23都市基街測第19号、平成23年6月7日]、(承認番号) [23都市基交第104号、平成23年6月17日]、(承認番号) [MMT利許第039号-1、平成23年6月9日]

東京都市計画 第一種市街地再開発事業

建築物の高さの限度

白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業 計画図(3) 壁面の位置の制限図 [港区決定]



凡例

- 施行区域 (区域面積:約 1.7ha)
- 高層部 高さの限度 160m
- 中層部1 高さの限度 70m
- 中層部2 高さの限度 40m

建築物の高さはTP+7.0mからによる

壁面の位置の制限

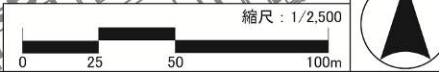
- 1号壁面
 - 2号壁面
 - 3号壁面
- 壁面後退制限:
- GL+100m以上 壁面後退10m
 - GL+50m以上100m未満 壁面後退8m
 - GL+10m以上50m未満 壁面後退6m
 - GL+10m未満 壁面後退2m

壁面の位置の制限

- 2号壁面
 - 3号壁面
- 壁面後退制限:
- GL+100m以上 壁面後退10m
 - GL+50m以上100m未満 壁面後退8m
 - GL+10m以上50m未満 壁面後退6m
 - GL+10m未満 壁面後退4m

● 3号壁面

- 3号壁面
- 壁面後退6m



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号)[23都市基街測第19号、平成23年6月7日]、(承認番号)[23都市基交第104号、平成23年6月17日]、(承認番号)[MM T利許第039号-1、平成23年6月9日]